

1 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

(1) 家庭・地域における子育て・親育ちへの支援

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育成するうえで重要な役割を果たしていることから、子育て支援センターや生涯学習施設などにおいて、家庭教育の重要性について周知したり、家族ぐるみで（特に父親が）参加できる子育て・大人と子どもが共に育つ講座などを開催し、保護者の果たすべき責任や役割についての理解に努めます。

育児不安や悩みを抱える保護者のいるなかで、育児が孤立しないために、子育て支援センターなど家庭での子育てを支援する場を充実し、子育て中の保護者が気軽に集え、交流・相互学習ができる場を確保するとともに、子育てに関わる悩みやストレスを解消するため相談や情報提供を行います。特に地域ごとの子育て支援の拠点として保育所、幼稚園を活用し、育児相談・園庭開放により地域の子育て支援の充実に努めます。

このような学習の機会に参加しやすくするため、また、子育て世代の社会参加を促進するため、一時保育付き講座を増やすなど学習活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、地域で市民組織が主体で開催している子育てサロンの取り組みや子育てサークルの活動を支援するなど、保護者の相互援助の場を確保します。

このような支援を行う際は、地域の関係機関と連携しながら地域に根付いた子育て支援を行っていきます。

(2) ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

子育て期の経済・生活を支援するため、乳幼児期における医療費助成の充実や、幼稚園の公私間負担格差の縮小などに努めます。

ひとり親家庭の負担を軽減するため、医療費助成、ヘルパー派遣を行います。

市営住宅や特定優良賃貸住宅制度を活用し、子育て世代も含む世帯への住宅供給に努めるとともに、市営住宅空家募集時における母子世帯向け特別募集を実施します。

子どもが安心して生活できるまちづくりをめざして、子どもや妊婦、ベビーカーに使いやすいように道路や交通網・公園を整備し、文化財の保全や、良好な都市景観の形成、山間山麓部などの自然環境の保全を推進します。

子どものいる家族や妊婦が使いやすい施設（子育てバリアフリー施設）をめざ

して、公共施設の整備において「福祉のまちづくりに関する市立施設の建設及び営繕指針」などにもとづき、スロープ、手すりやベビーベッド、授乳室の設置を行います。

また、犯罪が起きにくいまちづくりをめざし、青少年指導センター、警察署などの関係機関や市民と協働して子どもが事件・事故にまきこまれないための防犯活動を推進します。

(3) 子どもの健康づくり

妊娠期から育児に関する情報提供を行うとともに、地域の助産師との連携を深めながら、妊産婦の健康づくりと出産前からの妊娠・出産・育児等一連の相談支援体制の充実を図っていきます。

健康診査での健康・育児相談の充実に加えて、地域での子育てサロンや自主育児サークルでの健康・育児相談を充実していきます。

その中で、支援が必要な子どもについては、専門機関との連携を進めるなど、相談支援を強化します。

健康な体をはぐくむために、野外での遊びや自然体験の機会を奨励したり、乳幼児期から身体を動かすことの楽しさを体験する機会を提供し、体力向上を図ります。

食生活・生活習慣の改善に関する健康教室や学校教育などの中で子どもを取り巻く家族と子ども自身に、食育についての情報提供を行いながら、生活習慣病の予防やむし歯予防など知識の普及を図ります。

母子、乳幼児、児童・生徒の健康増進を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携を深めます。

(4) 障害のある子どもの支援

障害のある子どもが早い時期から必要な支援を受けられるよう「子ども相談室」を中心として関係機関の連携を進め、子どもと家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

ホームヘルプサービスや短期入所など福祉サービス利用の円滑化を促進するため、関係機関と連携を図り、地域生活全般にわたる相談・支援体制を充実するとともに、社会資源の確保に努力していきます。

障害児通園事業所「あいあい園」において、一人ひとりの障害の状況やニーズに応じた療育プログラムの多様化、専門スタッフの資質の向上により充実を図ります。

保育所・幼稚園などへの各療法士の訪問指導や並行通園の実施により各施設との連携をさらに強化し、地域に根ざした療育の充実を図ります。

高機能広汎性発達障害の子どもに対する適切な受け入れ・支援体制の整備を図ります。

保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携を進め、小・中・高等学校、養護学校、盲学校、聾学校等への円滑な進学を支え一貫性ある支援体制を構築します。

注) 高機能広汎性発達障害：知的な遅れはないが、社会的関係の困難があり、特定のこだわりがある障害

(5) 情報、相談体制の整備

子育てや子どもに関する情報を多方面から積極的に収集し、インターネットなどのメディアを活用しながら、より多くの人に提供していくシステムを整備します。

子ども自身の、または子どもや子育てに関する悩みや虐待問題に対応していくため、子育て支援センターや教育センター、青少年指導センター、人権文化センターなどの相談体制を充実し、専門職員の配置や研修による質の向上、相談に対応する職員のフォロー、専門機関との連携の強化、電話相談や訪問相談の充実を図ります。また、関係機関との連携を図るための子どもの相談担当者連絡会議や児童虐待防止ネットワークを強化し、市民への啓発も行っていきます。

その中で、いじめ・不登校・虐待・問題行動・進路・就労などの子どもの人権相談にも対応するとともに、人権侵害などに対応したり虐待防止対策を行うための第三者機関の設置を検討します。

(6) 教育コミュニティの形成

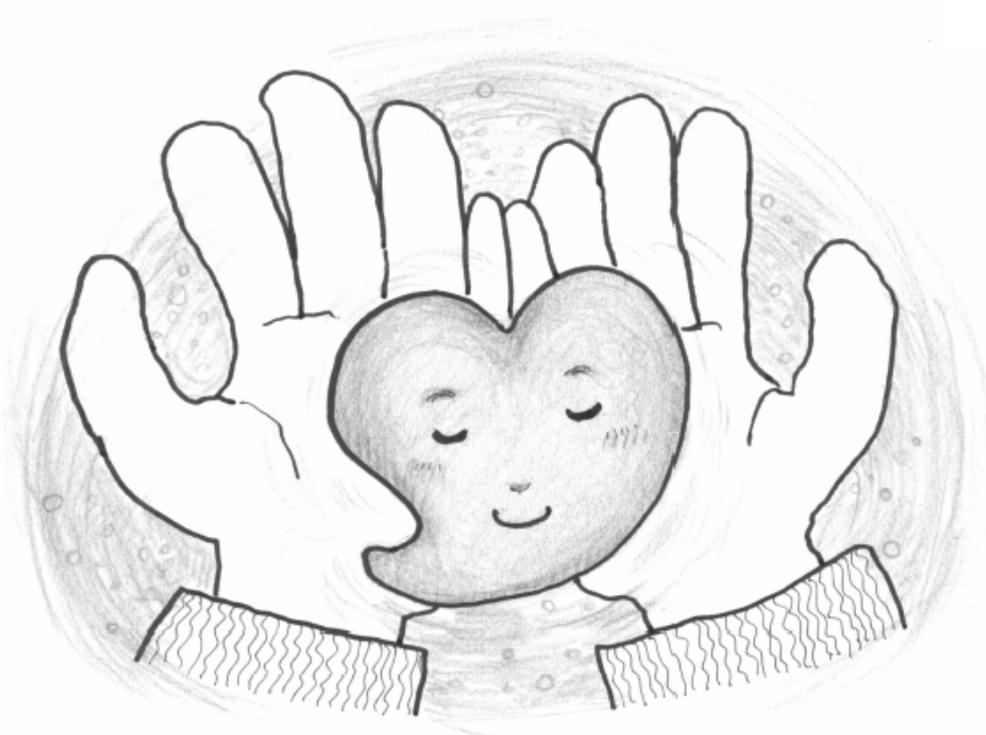
保育所・幼稚園・学校、家庭、地域の協働の関係によって、継続的に子どもと関わり、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティづくりに引き続き努めるとともに、地域で展開されている様々な子どもを対象とした活動の活性化や活動団体・グループのネットワーク化を進めます。

地域の人々の協力を得ながら、保育所・幼稚園・学校・生涯学習施設・コミュニティセンターなどを活用した、子育て支援や遊びの創造に向けての取り組みを充実します。

(7) 人権文化の推進

市民一人ひとりが、人権を尊重し、人権意識が日常生活の中に広く根つき、すべての人が地域で共に暮らせるまちづくりをめざし、子どもの人権に関する講座などを開催したり、子どもの参加・体験型事業の実施など人権意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

人権に関する理解を深めるための拠点となる人権文化センターの事業を充実し、子どもの人権に関わるサークル活動を支援します。



2 保育サービスの量的・質的充実

(1) 就学前保育・教育の充実

「箕面市人権保育基本方針」及び「箕面市人権教育基本方針」に基づき、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な乳幼児期の子どもが、保育所や幼稚園において、人に対する基本的信頼感が形成され、基本的生活習慣を身につけ、互いの違いを認め、受け入れる心や、自分を大切にし、また相手の気持ちを思いやる心や、生きる力の基礎をはぐくむことのできる保育・教育を充実します。また、同じ就学前教育を担う保育所と幼稚園が保育・教育内容を充実させるために、互いの保育・教育内容及び職員間の情報交換・交流・連携を図るとともに、保育所と幼稚園の総合的な取り組みを推進していきます。

保育所や幼稚園での障害児保育・教育については、上記基本方針に基づき、障害の有無にかかわらず、共に遊び共に学ぶ保育・教育の推進を図ります。また、障害児通園事業所（あいあい園）においては、療育プログラムの多様化、専門スタッフの資質の向上に努めます。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

保育所の待機の解消へ向け、保育枠の拡大を行います。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育など保育所の保育サービスを充実させるとともに、幼稚園での預かり保育や長時間保育を推進します。

また、学童保育の利用数の伸びに応じた入所枠を確保するとともに、対象学年の拡大や保育時間の延長に向けて検討を行うとともに、保育内容の向上を図ります。

3 子育て世代に対する労働環境の整備

(1) 男女協働参画への取り組み

子育てや家庭づくりなどを協働して行う男女が、職業生活と家庭生活との両立を図り、あらゆる分野で共に参画していくことができる環境づくりに努めます。

また、夫婦の関係やドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）、親自身が自己肯定感や自尊感情がもてないなど、ジェンダー問題への認識や理解にたった相談の充実に努めます。

母子家庭の自立へ向けた支援として、母子自立支援員による相談や情報提供に取り組めます。

(2) 子育てと仕事の両立支援

子育てや家庭づくりなどを協働して行う男女が、職業生活と家庭生活との両立を図り、安心して子育てができるよう、支援体制を整備・充実します。

保育所や学童保育における保育サービスの充実など働く親を地域で支える体制の整備などに努めます。

また、仕事や育児、生活のために費やす時間のバランスがとれるような「多様な働き方」を選択できるようにするため、企業等において、男性を含めた働き方の見直しができるよう、従来の育児休業制度の更なる周知に加え、子育て中の就労者に対する公正な処遇の推進や労働時間管理の適正化等、企業等に対する広報・啓発活動を実施します。

また、不安定就労になりがちな母子家庭に対する就労支援を推進します。

4 子どもの遊び場づくり

(1) 子どもの居場所、活動拠点の整備・充実

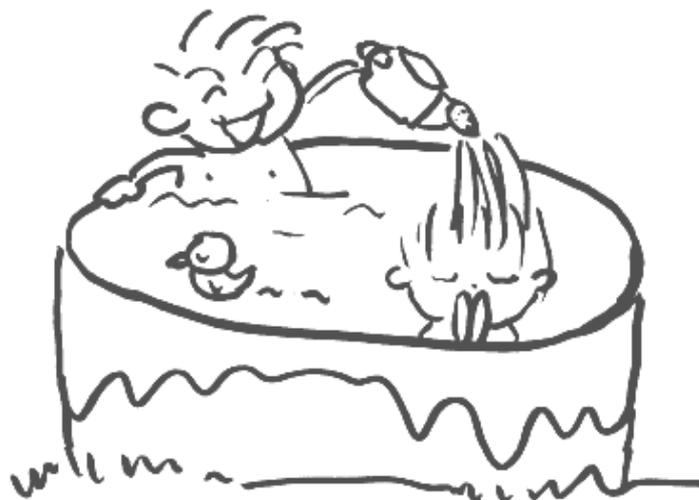
子どもが自由に利用できる、子どもの居場所・活動の拠点整備に努め、子ども文化の創造につながる事業を充実します。

子どものニーズを把握し、利用のアドバイスができるよう職員の研修を行います。

(2) 子どもの自由な遊び場づくり

保育所・幼稚園・学校・生涯学習施設・コミュニティセンターなどを利用して、子どもの自由な遊びの場所と時間を確保します。

公園や親水空間の整備については、子どもから大人まで広く意見を聴き、地域の特性を活かし市民と協働して行います。また、公園のアドプト制度の活用により公園を育てる活動を促進するとともに、子育てサークル、子育て世帯への情報提供により輪を広げる機会をつくります。



5 子どもの文化的・社会的活動の支援

(1) 子どもの自然体験、文化・スポーツ活動の促進

子どもの自主的な活動や体験、遊びの創造を支援したり、地域社会において大人と子どもが共に活動しながら、様々な社会体験や遊びができる機会を提供します。

豊かな自然を活かした自然体験やふるさとの歴史・文化を発掘・伝承する取り組み、子どもが様々な職業を体験できる取り組みを行います。

子どもが気軽に芸術作品を鑑賞し、文化・スポーツ活動に参加・参画できる環境を整備します。また、活動の成果を発表する場を確保し、子どもの自主運営による催し物の開催を支援します。

市内の公共施設および学校施設を利用した地域文化・スポーツクラブの育成・支援に努めます。

(2) 子どもの社会体験・活動の促進

子どもが国際感覚を身につけ多様な文化を理解したり、国際交流活動・国際協力活動に関わる意識を醸成するための講座を実施します。

子どもが自ら危険、危機を察知し、防衛する能力を養い、安全な日常生活を送るために必要な知識の習得に努めるとともに、地域活動や市民グループなど地域に育っている活動と連携し、箕面の環境資源を活かした環境学習を実施していきます。

また、農業に親しむ機会を確保するため、体験実習を行っていきます。

年少期より地域で高齢者や障害者市民と交流できるボランティア活動への呼びかけや、子どもも参加できるボランティア情報を収集・提供します。

子どものボランティア活動の拠点を整備するなど、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 子どもの社会参加の促進

身近な地域活動、行事や遊びなどにおいて、企画段階から子どもの意見が反映でき、共に役割を担うなど、大人と子どもが協働できる機会を整備し、子ども同士が意見を述べたり聞いたりしながら、自分自身の生き方を考える場と機会を確保します。

まちづくりに子どもの意見が反映される場づくりに努めます。

障害のある子どもの自主的な活動を広げるため、各種福祉サービスの量的・質的な充実を図り、障害のある子どもが社会参加していくうえで必要な環境を市民との協働によりつくります。

(4) 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

子どもの自主的な活動による団体および子どもに関わる団体の活動を支援します。

地域活動や行事・催し物の企画・運営を自主的に進める子どものグループ・団体の活動を支援します。

子どもと自由に遊んだり、活動したり、自然・生活・文化等様々な知識や活動を指導でき、子どもの自主的な活動を支援する人材を確保します。

(5) 子どもの読書活動の推進

「箕面市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの豊かな心の育成のため、乳幼児期における子どもの読書環境の整備や、図書館及び学校図書館等における子どもの読書活動の推進等に取り組みます。



6 教育内容の充実と開かれた学校づくり

(1) 学校教育の活性化

確かな学力の定着と向上、豊かな心の育成、健康・体力の向上について、箕面市教育基本方針に明確に位置づけて推進します。特に基礎・基本の確実な定着を図るため、「わかる授業」の実践を行います。

学校がゆとりある教育活動により、子どもの生きる力をはぐくむには、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが必要なため、総合的な学習の時間等を活用したり、地域人材の活用や自然体験・ボランティア体験等の体験を重視した取り組みを推進します。

自ら学び自ら考え、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成や、子どもの個性を伸ばすため、「個に応じた指導」を柔軟かつ多様に導入し、指導方法、指導体制の一層の工夫・改善を図るとともに、興味・関心に応える魅力ある授業の工夫・改善に努めます。

また、コンピュータを活用した教育活動の中で、メディアリテラシーの育成に取り組み、実体験や自然体験と乖離しない情報の利用・発信についての学びを支援します。

(2) 地域に開かれた学校づくり

学校が教育方針等について保護者・地域に十分説明し、学校運営の透明性を高めるとともに、全校に設置されている学校協議会において、家庭・地域の協力により、地域に根差した学校運営を推進します。

また、地域に誇りと愛着を感じる心をはぐくむため、地域や子どもの実態を踏まえた特色ある学校づくりに取り組み、地域での様々な体験や活動を通して生き方を学ぶことができる教育活動の工夫に努めるとともに、学校教育自己診断を実施します。

(3) 心の教育の充実

子どもが人間としての生き方についての自覚を深め、ボランティア活動や自然体験活動など豊かな体験を通して、心身の健康の増進を図ることや内面に根ざした道徳性の育成が図られるような子どもの心に響く道徳教育を推進します。

また、子どもの悩みや不安に適切に応えられるよう、学校内の生徒指導体制の強化を推進し、教職員がカウンセリングマインドを身につけるなど資質の向上を

図ります。

さらに、スクールカウンセラーの配置を行い学校の教育相談体制を充実するとともに、子ども家庭センター等関係機関との連携に努めます。

学校では解決が困難な問題を調整し解決を図る教育問題調整委員会や、医学的な立場からの判断・指導が得られるよう教育・医療支援システム会議を活用します。

(4) 人権教育の推進

子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりをめざし、人権にかかわる諸課題の解決に向けて、正しい知識を習得したり、自ら考え判断し、解決する能力の向上を育成する人権教育を推進します。

そのためには、箕面市人権教育基本方針の趣旨を踏まえ、子どもの自尊感情を高め、社会に参加し貢献できる人権感覚豊かな子どもを育むよう努めるとともに、教職員自らが人権意識を向上させ、子どもの発達段階に応じた系統的な人権教育カリキュラムを各校で作成します。

障害のある子どもが共に学ぶ機会を拡充するため、学校教育の環境整備に努めるとともに、子どもの個別の課題を把握し、校内支援体制を充実させるなど、通常の学級に在籍する子どもも含めてフォローが必要な子どもを支援する「特別支援教育」体制への転換を図ります。

日本語の理解が困難な外国人の子どもなどの学校生活や就学・進路選択を支援するため、多言語による進路ガイダンス・生活ガイダンスを他機関と協力して行うとともに、学校生活や学習を支援するため、通訳や日本語指導者の派遣を行います。

(5) 次代の親の育成

子どもの思春期特有の悩みや行動を理解し、子どもから大人への成長を支援するため、地域の青少年育成団体や関係機関と情報交換したり、連携を図ることのできるシステムを整備します。

また、10代の性に関する問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物等に関する教育を推進します。

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義を理解し、豊かな人間性を育て自立した家庭を持つことができるよう、生活科、家庭科、道徳や総合的な学習の時間において、家庭のあり方、家庭と地域や社会とのかかわり、子どもや家庭の大切さ等を正しく理解する教育を推進します。また、保育所や幼稚園での職場体験等の充実を図るなどの取り組みを進めます。

7 健全育成と自立支援

(1) 自立への支援

学校教育においては、生き方について積極的に考え、将来に対する目的意識を持ち、望ましい勤労観・職業観を形成し、進路を主体的に選択する能力・態度を身につけるキャリア教育を推進するとともに、進路指導體制の充実を図ります。また、進学や就職に関する情報提供に努めます。

若年者を含む就労困難者等に対し、地域就労支援事業での相談業務を充実させ、職業情報の提供や能力開発講座の実施を通じて職業意識の醸成や早期の就職促進を図ります。

失敗や挫折を経験した子どもについて、失敗や挫折経験の意義の理解を深め、自己肯定感や自尊感情の育成をめざし、学習意欲・能力を高める学習相談やリーダー養成をしたり、ハローワークなどと連携を図りながら、技術習得講座の情報提供など、自立へ向けた支援を検討します。

(2) 問題行動の予防と早期発見・早期対応

薬物乱用防止や性の逸脱行為・暴力行為等の非行防止のため、教室・講座などを開催したり、相談窓口を周知し、就労などに関する相談業務を量的・質的に充実します。

問題行動の早期発見・早期対応に向けて、学校、子ども家庭センター、少年サポートセンター、警察などの関係機関が相互に連携し対応できる連絡調整機能や補導活動の強化に努めます。

また、これらの問題に対応するにあたっては、問題行動のある子どもへの適切な対応を行い、たちなおりを促進するよう努めます。一方、虐待や被害を受けた子どものケアが求められるため、どのような対応をしていくべきか検討します。

(3) 非行防止に向けた市民運動の推進

「社会を明るくする運動」や「少年を守る日」の運動など、青少年の健全育成や有害環境浄化に向けた成人市民の自覚や事業者のモラルの高揚を啓発する市民運動を推進し、支援します。

子どもを性的被害や凶悪事件から守るため、こども110番の設置を拡大したり、子どもが暴力やいじめから自分を守るための講習会などを開催します。

地域住民の主体的な地域環境の改善に向けた巡回活動などの拡大に努めます。

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

(1) 地域における生涯学習・交流の促進

子どもが地域の乳幼児、高齢者や障害者市民など様々な人々とのふれあいの中で社会性を身につけ、伝承文化を大切にしながら、考え方や生き方を学ぶ機会の拡充に努めます。

また、市内や近隣の大学など関係機関との連携により、世代をつなぐ交流活動、生涯学習の機会を提供します。

(2) 地域福祉活動における多世代交流の促進

地域福祉活動の場面やコミュニティセンターの活動など自治的活動においても、世代間交流が実施されています。このような市民活動を促進し、世代間の協力により子どもを育てていく地域づくりを行います。

